

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：木津川道路株式会社
(法人番号1130001047935)
業者の住所：京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2
- 1 指名停止措置期間：令和5年10月20日から
令和6年1月19日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により不正に特定建設業許可を受け、この虚偽申請に基づき宇治田原町発注の公園工事の入札に参加し、受注したとして、令和5年7月26日、公契約関係競売入札妨害の疑いで代表取締役を含む3人が京都府警察本部に再逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内